メールマガジン Vol.2016, No.2 平成28年6月27日発行



| $T_{op} =$ | ュー | ス |
|------------|----|---|
|------------|----|---|

| 2 |
|---|
| |

国内ニュース

| • | 総務省勧告 | 2 |
|---|-------------|---|
| ٠ | 墨田区のアスベスト飛散 | 3 |

技術ニュース

海外ニュース

・米国、化学物質規制の見直し

オーストラリア視察特集

| • | 除去二 | ⊑事ラ | 1 | セン | ス | E |
|---|-----|-----|---|----|---|---|
|---|-----|-----|---|----|---|---|

スキルアップクイズ

| ①レベル3建材の製造時期 | 6 |
|--------------|---|
| ②法律等 | 6 |

③石綿の健康影響 7

ASA 会員のご報告

6月の第3回理事会で入会を承認された一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会の会員数は、6月20日現在で120名です。またASAウェブサイトに掲載を希望された方については、2016年6月27日から公開を開始しました(http://asa-japan.or.jp/members.php)。

メルマガ配信と停止について

本メルマガは、一般財団法人日本環境衛生センターの「建築物石綿建材調査者修了者台帳」に登録いただいた方に、ASAからお送りしております。第3号(7月)まで調査者全員に配信しますが、そ人を最後に第4号(8月)から会員以外への配信は停止されます。会員になり配信を継続されたい方はASAウェブサイト(http://asa-japan.or.jp/)の「入会について」をご覧ください。配信不要な方は本メルマガの最終ページをご覧ください。

ASA 第1回講習会のご報告

6月17日(金) ASA の第1回講習会として「アスベスト除去工事への建築物石綿含有建材調査者の関与について」を講演会と実地研修会の二部構成で開催した。丸一日一杯のスケジュールで実施された。午前第一部の講演会は参加者88人(そのうち自治体17人)、調査者限定の午後第二部の実地研修は参加者32人と盛況であった。予定人員を超えた申し込みがあり、一部参加をお断りしなければならない状況であった。

貴田代表理事の挨拶には、助成制度の利用促進の協力要請が含まれた。次の建築物の石綿対策に関する最近の政策についての講演では国土交通省社会資本整備交付金交付要件等も取り上げられた。さらに調査者にアスベスト対策の最前線の知識を得てもらうために、対策法の選択(除去、封じ込め、囲い込み、目視点検等による維持管理)と各方法の詳細が講義された。最後にアスベスト除去工事の実情のリアルな理解のために、工事計画書の実物作成におけるたくさんの注意点の講義で第一部の講演会を終えた。会場から、自治体と国交省の間の手続きを解説して欲しいと思わぬ要望を頂いた。

午後第二部の実地研修は、図面の読み取り、調査票作成実習のあと、工事計画書の深い理解と調査者・工事関係者間コミュニケーション実践を目的とし、調査分析関連の会員と工事関連の会員のミックスグループを作り、オリジナルな計画書の作り方(グループ討議とまとめ含む)を実習した。その結果、①計画書の重要項目を特定し、不要と思われるものは資料編に廻す試み、②用語がバラバラに使われているものを統一させようとする試みや③内容とそぐわない項目名の修正等の提案があった。

後半は、①除去工事の中で最も難しい仮設工事についての講義、②ダクト長と曲がりと関係する換気回数の論理的な計算方法の講義、③助成申し込みの積極的活用等の講義があった。

最後に、ASA第1回講習会はたいへん盛況で安堵しました。皆様の参加に感謝いたします。ありがとうございました。



第一部 講演会の様子



第二部 実地研修の様子

熊本地震における被災建築物の石綿含有建材調査の協力

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

4月末の先遣隊調査のあと、ASA は熊本県と熊本市の要請に応え、国立環境研究所による調査に協力 して、本格的な被災建物の石綿含有建材調査を実施した。

調査日程は5月19日から22日にかけて、ASA 会員等15名、5チームによる被災建物約270棟の目 視調査及びアスベスト含有懸念建材試料の採取とオンサイト分析、緊急大気環境測定を実施し、アスベ スト飛散懸念建物を県と市に報告した。

一段落したら特集を組みたいと考えている。





左上写真: 駐車場ブレスから脱落した吹付け 材

右上写真:チームに分かれて被災建物の石綿 含有建材調査

左下写真:オンサイト分析。吹付け落下物中 に確認されたクリソタイル東を拡 大画像で確認。

国内ニュース

総務省勧告

平成 28 年 5 月、総務省はアスベスト対策に関する行政評価・監視に関する調査結果に基づく勧告を発表した。主には、環境省と厚生労働省宛であるが、国土交通省、他省庁あてにも勧告している。調査結果報告書は 232 ページ、勧告は 57 ページにわたる。

1. 建築物の解体時等におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策

(1)事前調査の適正な実施の確保

事業者が事前調査でアスベスト含有建材を見落とす等により、適切な飛散・ばく露防止措置を講じ ず解体等工事を実施している。

- ア. 飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施(52件のうち29件)
- イ. 無届出により解体等工事に着手(52件のうち41件)
- (2)関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進 略
- (3)事前調査結果等の適切な掲示の確保 略
- (4)大気中へのアスベストの飛散防止の徹底
 - ア. 集じん・排気装置からの漏えい防止の徹底
 - イ. 敷地境界等のアスベスト濃度測定に係る課題検討の早期化
- (5)立入検査の実効性の確保

アスベストの飛散・ばく露防止措置の不備等、県市による指導事項の改善確認が不十分である。

- ア. 県市では、指導件数の約2割(250件のうち55件)について改善状況を未確認
- イ. 未確認事例のうち、飛散防止シートによる覆い(養生)の不備など飛散・ばく露防止のための 重要なものが約半数(55件のうち23件)
- (6)レベル 3 のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

大気汚染防止法の規制対象外のアスベスト含有成形板について、事業者による湿潤化不足等により、飛散・ばく露のおそれがある。

条例で独自にアスベスト含有成形板を規制している県市の状況をみると、事業者による調査が不十分なことや建材の湿潤化不足により、飛散・ばく露のおそれがある。

- 2. 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策 略
- 3. 建築物等におけるアスベスト含有建材の使用実態の把握
 - (1)アスベスト使用実熊調査の適切な実施及び拡充 略
 - (2)アスベスト台帳の整備の促進 略

総務省関連 HP http://www.soumu.go.jp/menu news/s-news/104144.html#kekkahoukoku

墨田区でアスベスト飛散

墨田区役所は、墨田区内の解体作業現場において、家屋の一部にアスベストが使用されていることが確認されたと報じた。現場住所:墨田区墨田二丁目 18番1号。

4月半ばに解体工事が始まり、5月6日に墨田区が立ち入りのため工事中止。その後アスベストが検出された。

施主(一建設)は「経緯につきましては、事前の建物の調査を弊社、前所有者、仲介不動産会社、解体業者にて目視による調査を実施しましたが、アスベストの発見に至りませんでした。よって通常の解体工事の届出にて工事を開始いたしましたが、工事途中にて一部、アスベストの可能性がある部位が発見されたにもかかわらず、請負解体業者からの報告を受けることなく作業が続けられました。本件は、事前調査段階で発見に至らなかったことが一番の要因だと考えております。」と述べている。要するにきちんと調査をしていなかったことが原因である。上記の総務省勧告に指摘した問題である。

墨田区の HP http://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/kankyou hozen/asbestos/asbstkaitai.html

技術ニュース

X線回折法の ISO 化で最終投票終了

日本が国際標準化機構(ISO)に建材中のアスベスト定量分析法として提案した X 線回折法は、イギリス、カナダ、アメリカの委員を含む ISO サブワーキンググループにより改定され、現行の JIS A 1481-3 とは違う FDIS22262-3 (Final Draft International Standards 最終国際規格案)として 5月 6日に承認された。

FDIS22262-3 の X 線回折法定量分析に先行する定性分析は、偏光顕微鏡または電子顕微鏡による定性分析法(ISO22262-1、JIS A 1481-1)のみが採用された。JIS A 1481-2 の位相差分散法および X 線回折による定性分析法は、正確にアスベスト繊維が特定できないと ISO で判断された経緯がある。

今後は発行に向けた修正・校正作業が実施される。

ISO/FDIS 22262-3

 $\underline{\text{http://www.iso.org/iso/catalogue detail.htm?csnumber=62502\&utm source=ISO\&utm medium=RSS\&utm campaign=Catalogue}$

海外ニュース

米国、化学物質規制の見直しを決定

ホワイトハウスと民主党がアスベストも含む有害化学物質類の規制の全面的な見直しに向けて乗り出した。

米下院は 5 月 24 日、403 対 12 で「21 世紀の化学物質安全規制法」を通過させた。上院でも賛成多数で可決される見通しだという。今回の立法が成立すれば 1976 年の有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act of 1976) を 40 年ぶりに更新することになる。

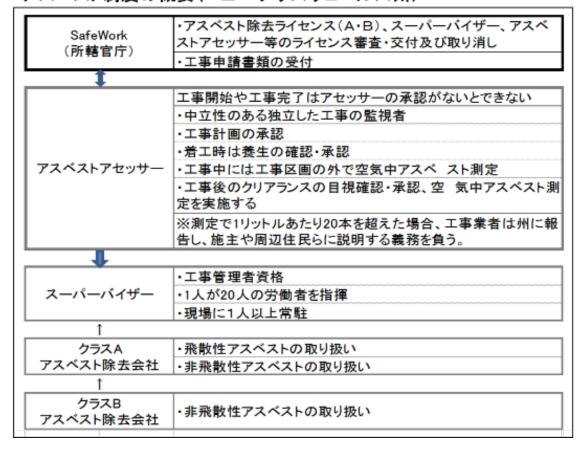
ニューヨークタイムス http://www.nytimes.com/2016/05/24/opinion/congress-moves-finally-on-toxic-chemicals.html

オーストラリア視察特集 その2:アスベスト除去工事ライセンス

5回ほどに分けてオーストラリアのアスベスト事情を掲載する。今回はその2回目である。オーストラリアのアスベスト関連労働安全法は州政府ごとに異なり、内容・罰金・罰則までバラバラである。本特集はオーストラリアの中でも先進的なニューサウスウェールズ (NSW) 州のアスベスト除去工事と調査について以下の項目で報告する。今回は以下の太字の1)と2)についての報告である。

- 1) アスベスト除去作業員が必要な資格
- 2) アスベスト除去会社に必要なライセンス
 - ①クラス B アスベスト除去ライセンス
 - ②クラス A アスベスト除去ライセンス
- 3) スーパーバイザー
- 4) アスベストアセッサー (工事のチェック機能を持つ)
- 5) アスベストレジスター
- 6) アスベスト除去作業の届け出
- 7) アスベスト建材の現状調査
- 8) 日本でも取り入れたい制度

・アスベスト制度の概要(ニューサウスウェールズ州)



1) アスベスト除去作業員が必要な資格

アスベスト工事における除去作業員が必要な資格は、アスベストばく露が懸念される作業者を守り、 作業現場における建物の居住者や他の人を保護するため、安全な除去作業が確保されることを目的とし ている。

除去作業員が取得する資格

| 資格 | 除去資格 B | 除去資格 A | |
|---------|------------------------|-----------------------------|--|
| 取得理由・要件 | 除去作業を行う作業員は、Bの資格を | 除去資格Bを取得した後、除去資格 | |
| 取付任田 安什 | 先ず取得する。 | Aを受講することができる。 | |
| 対象建材 | 非飛散性*アスベスト(non-friable | 飛散性*アスベスト(friable asbestos) | |
| N 多建的 | asbestos)の除去 | の除去 | |
| 講習内容 | 座学(1日)と実習(1日) | 座学(1日)と実習(1日) | |

^{*}実際はもろくない・もろいアスベストという意味で、日本の非飛散性と飛散性の定義と違うが便宜的に訳した。

2) アスベスト除去会社に必要なライセンス

①クラス B アスベスト除去ライセンス

アスベスト除去作業を実施する事業や請負を行う者のみがアスベスト除去ライセンスを申請することができる。アスベスト工事における除去会社に必要なライセンスは、アスベストばく露が懸念される作業者を守り、作業現場における建物の居住者や他の人を保護するため、安全な除去作業が確保されることを目的としている。

②クラス A アスベスト除去ライセンス

飛散性アスベストまたはACD の除去することができる。クラス A 除去ライセンスの申請に、アスベスト除去作業の監督(スーパーバイズ)に従事してきた、十分な経験や能力を有する者(複数可。飛散性アスベストの除去の関連事業を少なくとも3年以上経験)を含まなければならない。

スキルアップクイズ

生涯教育・スキルアップのために毎回問題が出ます。是非解いて、調査・総合能力を高めていきましょう。

①レベル3建材の製造時期の問題

以下の表は、レベル3建材の種類と製造時期を示したものである。□の石綿含有ロックウール吸音天 井板は何年まで製造されたか?

| 種類 (施工部位) | 建材の種類 | 製造時期 |
|-----------|-----------------------|---------------|
| | 石綿含有スレートボード・フレキシブル板 | 1952~2004 |
| | 石綿含有スレートボード・平板 | 1931~2004 |
| | 石綿含有スレートボード・軟質板 | 1936~2004 |
| | 石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板 | 1971~2004 |
| | 石綿含有スレートボード・その他 | 1953~2004 |
| m *= ++ | 石綿含有スラグせっこう板 | 1978~2003 |
| 内装材(壁・天井) | 石綿含有パルプセメント板 | 1958~2004 |
| (至・大井) | 石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種 | 1960~ 2004 |
| | 石綿含有ロックウール吸音天井板 | 1961~ |
| | 石綿含有せっこうボード | 1970~1986 |
| | 石綿含有パーライト板 | 1951~1999 |
| | 石綿含有その他パネル・ボード | 1966~2003 |
| | 石綿含有壁紙 | 1969~1991 |
| 耐火間仕切り | 石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種 | 1960~2004 |
| | 石綿含有ビニル床タイル | 1952~1987 |
| 床材 | 石綿含有ビニル床シート | 1951~1990 |
| | 石綿含有ソフト巾木 | 住宅用ほとんど なし |

②法律等の問題

次の組み合わせのなかで間違っているものはどれか?

- ア. 環境省の大気汚染防止法:石綿含有吹付け材の除去時の規制
- イ. 経済産業省の JIS A 1481: 建材製品中のアスベスト含有率測定方法
- ウ. 厚生労働省の石綿障害予防規則:石綿製品の製造等の禁止
- エ. 国土交通省の建築基準法:石綿の飛散のおそれのある建築材料の使用を規制
- オ. 環境省の廃棄物処理法: 廃石綿の処理方法の規制

③石綿の健康影響に関する記述

下の記述で**不適切なもの**を選びなさい。

ア. ボーリング場、薬品製造業、豆腐製造業、書類保管庫等で、建築物による吹付け石綿で中皮腫に なり労災として業務上認定された事案が知られている。

- イ.吹付け石綿からの飛散で床からの再飛散は、原因が日常活動や管理サービスであり、頻度が頻繁なため、レートは高い場合もある。
- ウ. 吹付け石綿のある建築物で、石綿肺の健康被害が報告されている。
- エ. 世界保健機構 (WHO) は世界で石綿ばく露を受ける人が 2010 (平成 22) 年に1億人超、中皮腫 と石綿関連肺がんと石綿肺による死亡者が毎年10万人超になっていると報告している。

答えと解説

①レベル3建材の製造時期

【正答】1987年

【解説】

この問題は、調査者としての建築材料の石綿含有の製造時期の勘所を問うている。この昭和 62 年ころは、いわゆる「学校パニック」があった時期である。学校にたくさんの吹付け石綿が存在し、その石綿が発がん物質として大きな社会問題になった。クボタショックの時期のように除去工事がたくさん行われた。その時に石綿製造会社が石綿を入れなくとも製造できる製品はなるべく無石綿の製品に変えた。昭和の終わりに無石綿化されたものは多い。2004 年は法律上製造禁止になった時期である。

②法律等の問題

【正答】ウ. 石綿障害予防規則は石綿含有建材の除去時等の規制を定めた規則。 石綿製品の製造等の禁止を定めている法律は労働安全衛生法

【解説】

ア. の大気汚染防止法は環境省 水・大気環境局大気環境課が所管し、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的としています。石綿の除去工事は「特定粉じん排出等作業」とされ作業基準が定められています。

http://www.env.go.jp/air/osen/law/

イ.の JIS 規格(日本工業規格) は経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット 基準認証政策課 工業標準調査室が所管しており、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」は4部構成で1部から3部が2014年3月制定、4部が2016年に制定されました。

http://www.jisc.go.jp/app/pager

ウ. の石綿障害予防規則は厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課が所管し、事業者が労働者 の石綿ばく露を最少にすることなどを目的とする石綿含有建材の除去時等の規制を定めたもので 2005 年に施行されました。

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/dl/hou05-21a.pdf

石綿製品の製造等の禁止は労働安全衛生法第55条により規定され、黄燐マッチ、ベンジジンなどの製造等が禁止されている8物質に石綿が入っています。

http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/h0626-1c.html

エ. の建築基準法は国土交通省 住宅局 建築指導課が所管し、吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウール

について、増改築時には原則として石綿の除去を義務づけています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/houritsu/071001.html

オ. の廃棄物処理法は環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部が所管し、廃石綿の収集・運搬、中間処理、埋立処分を規定している法律です。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/04.html

③石綿の健康影響に関する記述

【正答】ウ 【解説】

ア. 建築物による吹付け石綿で中皮腫になった事案で労災として業務上認定された事案として、ボーリング場、薬品製造業、豆腐製造業、書類保管庫等が見られるので正解である。

- イ. 吹付け石綿からの飛散で床からの再飛散は、原因が日常活動や管理サービスであり、頻度が頻繁なため、 レートは高い場合もあるので正解である。
- ウ. 石綿肺は累積石綿ばく露量が多い方に発症する病気であり、吹付け石綿のある建築物で石綿肺の事例は 現在まで報告されてはいないため、誤りである。
- エ. 記述どおりの報告があるので正解である。

※メルマガ配信不要の方はこちらのメールアドレス (<u>info@asa-japan.or.jp</u>) にご連絡ください。 ※このメルマガから引用・転載する場合は、事務局へご連絡ください。

問い合わせ先

一般社団法人 建築物石綿含有建材調査者協会

住所 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町二丁目2番31号

電話 03-6272-8745 ファックス 03-6272-8746

Email: info@asa-japan.or.jp